

平成23年9月20日



幅広い市民を対象とした普及について

幅広い市民を対象とした自治基本条例の普及については、この審議会で、いままで議論、提案されてきたものを拾い出し、ここに下記の提案を致します。この普及については息の長い活動が必要だと思います。

記

1. 自治基本条例の名称を市民に親しみやすい名称をつける。
  - ・ゆるキャラの活用（ガーヤちゃんでもよい）
  - ・自治基本条例にキャッチフレーズをつける。これらはいずれも、市民一般公募にて募集する。
2. “自治基本条例の日”の制定。
3. 市内13地区の支部総会、（自治会、コミ協）で集会の機会あるごとに、パンフレット、（このパンフレットは子ども版が良い）配布、説明会等を行い、普及に努める。
4. 今後、新たにリストアップされる市民活動団体への普及方法を考える。
5. 広報こしがや、市のホームページ、広報番組（いきいき越谷）に「越谷市自治基本条例」のエッセンスを記載したり、放送してもらう。

以上